

○東工大蔵前会館規則

平成21年3月6日

規則第22号

改正 平22規49, 平22規74, 平25規81, 平27規20, 平28規45, 平29規73

(設置)

第1条 東京工業大学(以下「本学」という。)に、「Tokyo Tech Front 合同事業に関する覚書」(平成19年6月25日締結)に基づき、本学と一般社団法人蔵前工業会が共同して実施するTokyo Tech Front 合同事業により、東工大蔵前会館(英文名称は「Tokyo Tech Front」とする。以下「会館」という。)を置く。

(目的)

第2条 会館は、教育と研究における社会との交流の場として、職員、学生及び卒業生等の利用に供し、もって本学における研究教育の発展及び学術国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(施設)

第3条 会館に、ホール、ギャラリー、アートメディアルーム、会議室、食堂その他の施設を置く。

(館長)

第4条 会館に、館長を置き、学長が指名する理事・副学長をもって充てる。

2 館長は、会館の業務を統轄する。

(副館長)

第5条 会館に、副館長を置くことができる。

2 副館長は、本学の専任の教授のうちから学長が任命する。

3 副館長は、館長の命を受け会館の業務を掌理する。

4 副館長の任期は、2年とする。ただし、重任、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 会館に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、会館の運営に関する基本的な方策その他重要な事項について審議する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 館長

二 副館長

三 各学院長、リベラルアーツ研究教育院長、科学技術創成研究院長及び附属図書館長のうちから学長が指名する者 2人

四 前各号のほか学長が必要と認める者 若干人

五 事務局長

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第8条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き，副館長をもって充てる。
- 3 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。

第9条 委員会は，専門的な事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営については，委員会が定める。

第10条 削除

第11条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会
が定める。

（会館の利用基準等）

第12条 会館の利用基準その他会館に関し必要な事項は，委員会の議を経て，学長
が定める。

（事務処理）

第13条 会館の事務は，関係各部署の協力を得て，総務部総務課において処理する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか，会館の運営に関し必要な事項は，別に定め
る。

附 則

この規則は，平成21年3月6日から施行する。

附 則（平22.4.2規49）

この規則は，平成22年4月2日から施行し，改正後の東工大蔵前会館規則の規定
は，平成22年4月1日から適用する。

附 則（平22.7.1規74）

この規則は，平成22年7月1日から施行する。

附 則（平25.10.4規81）

この規則は，平成25年10月4日から施行する。

附 則（平27.3.6規20）

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.4規45）

この規則は，平成28年4月1日に施行する。

附 則（平29.7.20規73）

この規則は，平成29年10月1日に施行する。